

塩竈市放課後児童クラブ

令和 9 年度『仲よしクラブ』入級案内



令和9年度 仲よしクラブ（放課後児童クラブ）について

1. 放課後児童クラブとは

塩竈市の放課後児童クラブは、就労などにより放課後等に保護者が家庭にいない小学生の児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的として運営しています。

2. 仲よしクラブの名称・開設場所

名 称	定員 (人)	開設場所	Tel/Fax
一小仲よしクラブ	45	塩竈市立第一小学校内	022-364-6001
二小仲よしクラブ	60	塩竈市立第二小学校内	022-363-3150
三小仲よしクラブ	90	塩竈市立第三小学校内	022-366-8055
月見小仲よしクラブ	60	塩竈市立月見ヶ丘小学校内	022-363-2591
杉小仲よしクラブ	120	塩竈市立杉の入小学校内	022-362-5661
玉小仲よしクラブ	85	塩竈市立玉川小学校内	022-363-6636
		ふれあいエスパ塩竈内	

※ 令和8年4月1日現在。申し込みの状況によって、定員を変更する場合があります。

3. 仲よしクラブの開設日及び開設時間

開設日	開設時間
平日	下校時から午後6時まで 延長利用の場合は、午後7時まで
土曜日	午前8時から午後6時まで
長期休業日等	午前8時から午後6時まで 延長利用の場合は、午後7時まで

※ 日曜日・祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は除きます。

4. 登録要件

仲よしクラブの入級の際は、以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 入級の対象となる児童が、塩竈市内の小学校に通学する小学1年生から小学6年生の児童であること。
- (2) 保護者（父・母・65歳未満の祖父母等）が次のいずれかの事由に該当し、児童が家庭において適切な保育が受けられないと認められること。
 - ① 就労のため、放課後等に家庭にいないこと
 - ② 疾病又は負傷の状態にあるか、障がいがあること
 - ③ 疾病又は負傷の状態にあるか、障がいがある親族等を常時介護していること
 - ④ その他、児童を保育できない特別な事由があること

また、以下の要件を満たす必要があります。

- ・原則として、1年間を通して仲よしクラブの利用が見込まれる
- ・保護者が利用料金の滞納をしていないこと

※ 家族構成については、市が公簿等で確認する場合があります。

5. 利用料金

(1) 利用料金

仲よしクラブに入級している間は、利用料金をご負担いただきます。

利用種別	利用時間帯	利用料金（月額） *児童1人当たり
基本利用分	平日 下校時から午後6時まで	3,000 円
	土曜日 午前8時から午後6時まで	
	長期休業日 午前8時から午後6時まで	
延長利用分	平日 午後6時から午後7時まで	500 円
	長期休業日 午後6時から午後7時まで	

※ 延長のみをご利用いただくことはできません。

※ 日割り計算は行いません。また、月に一度もご利用がなかった場合であっても、退級届をご提出いただいていない場合には、利用料金等をご負担いただきます。

※ 月の途中で退級になったとしても返金はできません。

(2) 傷害保険料

児童1人につき 年額 900 円

※ すべての児童に年間を通してご加入いただきます。

※ 活動中のけがによる通院等が発生した際は、保険範囲内での補償となります。

※ 補償内容については、公益財団法人スポーツ安全協会のホームページ等をご確認ください。

※ また、追加の補償をご希望の際は、ご自身で他の保険への加入をお願いしております。

(3) クラブ運営費

利用料金とは別に、仲よしクラブで行う各種行事、おやつ代(月額 2,000 円)、保護者会費(月額 500 円)等実費分をご負担いただきます。

※ クラブ運営費については、入級決定時に詳細をお知らせします。

※ 月の途中で退級になったとしても返金はできません。

6. お申込み

＜新規申請希望者＞

(1) 期 間 **令和8年11月29日(日)～12月5日(土)**

(2) 日 時

※ 11月29日(日)は藤倉児童館のみ受付を行っております。(9:00～17:00)

※ 11月30日(月)～12月5日(土)は各仲よしクラブのみ受付を行います。(下校後～18:00)

(3) 会 場 **藤倉児童館**（塩竈市藤倉2丁目2-12）または入級を希望する仲よしクラブ

(4) 申請について

下記書類を持参のうえ、児童同伴でご来場ください。簡単な面接があります。

① 放課後児童クラブ入級申請書

② 勤務証明書 ※兄弟姉妹は1部で構いません。

③ 延長利用申請書（希望者のみ）

④ 児童状況表

⑤ 同意書

⑥ 口座振替依頼書（新規入級希望者のみ）

封筒（住所、保護者氏名、児童氏名を記載、**切手不要**）※兄弟姉妹の場合は封筒1枚

⑦ 添付書類（診断書、検査結果、アレルギーに関するもの等該当するものがある場合）

※ 入級申請書は、各仲よしクラブ、藤倉児童館、塩竈市子ども未来課にあります。

※ 塩竈市のホームページから申請書類をダウンロードできます。プリントアウトし記入後、直接お持ちください。郵送は受け付けません。

＜継続入級希望者＞

令和8年度に引き続き、仲よしクラブの継続利用を希望される方も入級申請が必要です。裏面の期間内に児童館または入級を希望する仲よしクラブで申し込んでください。

簡単な面接を行いますので、申請書類を持参の上、クラブ開設時間内に児童同伴でお越しください。

【保護者に関する添付書類】

	区 分	提出書類	備 考
1	就労のため、放課後等に家庭にいない	勤務証明書	兄弟での申請は、1 通で可
2	疾病又は負傷の状態にあるか、障がいがある	診断書又は、障害者手帳の写し等	診断書には、治癒までの見込期間を記載ください。
3	疾病又は負傷の状態にあるか、障がいがある親族等を常時介護している	診断書、障害者手帳、又は介護保険の被保険者証等の写し	診断書には、治癒までの見込期間を記載ください。
4	その他、児童を保護できない特別な事由がある	家庭で児童の保護が困難な状況を証明できるもの	

【児童に関する添付書類】

	区 分	提出書類	備 考
5	児童の病気や障がい等保育に特別な配慮を必要とされる場合	診断書、障害者手帳、療育手帳、発達検査の結果等	

※ 上記の5については、適切な保育を提供するためのものです。入級決定には影響しません。提出に関しては、任意となります。また、保育上配慮してもらいたい点がありましたら、児童状況表にご記入ください。

7. 入級決定

入級については、放課後児童クラブ入級基準に基づき決定します。入級決定は、2月上旬に通知します。ただし、各クラブの定員、受け入れ設備、家庭状況等により入級をお待ちいただくことがあります。また、期日内に申請された方を優先させていただきます。申請が遅れますと4月1日からの利用が困難となる場合がありますので、予めご了承ください。

8. その他

- (1) 仲よしクラブについては、各仲よしクラブまたは藤倉児童館まで気軽にお問い合わせください。
- (2) 登録人数が定員になった場合は、待機になることがあります。

＜仲よしクラブ利用ルール＞

- ① 入級した児童は、他の児童及び職員等に障害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為はしないこと。
- ② 入級した児童は、施設、設備、備品等を汚損し、またはき損するおそれのある行為をしないこと。
- ③ 正当な理由なく、規定するクラブ利用料及び保護者会費等の実費相当額を滞納しないこと。
- ④ その他、クラブの運営に支障となる行為をしないこと。
- ⑤ 入級したご家庭はご要望を実現するための手段として、社会通念上相当な範囲を超える行為をしないこと。
 - ・威迫・脅迫・威嚇行為、侮辱、人格を否定する発言、プライバシー侵害行為
 - ・補償の範囲を超えた金品の要求など、社会通念上過剰なサービス提供の要求
 - ・合理的理由のない当社への謝罪要求や当社関係者への処罰の要求
 - ・同じ要望やクレームの過剰な繰り返し等による長時間の拘束行為
 - ・SNS やインターネット上での誹謗中傷
- ⑥ 集団生活の配慮が必要な場合は、個別相談を行います。

※ 遵守事項を違反した場合、退級をお願いする場合があります。

【お問合せ先】

塩竈市藤倉児童館 ☎ : 022-366-3003

塩竈市子ども未来課 ☎ : 022-355-7610